

平成 31 年 1 月 25 日  
島 根 労 働 局

## 労働基準部労災補償課における個人情報漏えい事案について

### 1 事案の概要

島根労働局労働基準部労災補償課（以下「労災補償課」という。）において、Aさんの患部のMRI画像を保存したCD-Rを紛失するという事案が発生した。

CD-Rには、氏名、病院名等が記載され、Aさんの患部のMRI画像が保存されていた。

### 2 事実経過

- (1) 平成 30 年 12 月 7 日、労災補償課職員Bが地方労災医員に対し、Aさんの労災認定に係る医学的意見を依頼する文書（以下「依頼文書」という。）とともに、資料としてAさんの患部のMRI画像の入ったCD-R及び主治医意見書等の写しを手交した。依頼文書には、当該CD-Rについて添付資料として明記し、地方労災医員意見書送付の際に併せて返送するよう記載していた。
- (2) 同年 12 月 11 日、職員Bは、地方労災医員からの郵便物を受領し、意見書とともにCD-Rも同封されていたことを確認し、CD-Rを鍵付きの保管庫（以下「保管庫」という。）に入れた。
- (3) 平成 31 年 1 月 17 日、職員Bが保管庫を確認したところ、当該CD-Rが見当たらなかった。同年 1 月 17 日から 21 日まで、労働基準部執務室内をくまなく搜索したが、CD-Rは発見に至らなかった。  
また、同月 21 日、労災補償課長が病院を訪問の上、地方労災医員に面談したところ、意見書を送付した際にCD-Rも同封しており、CD-Rは手許にないとのことであったため、当該CD-Rを紛失したものと判断した。なお、保存する情報にアクセス制限を設定していなかった。
- (4) 同月 23 日、労災補償課長がAさんの自宅を訪問の上、Aさんに経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。
- (5) 同月 25 日現在、CD-Rが外部で発見されたとの報告はない。

### 3 発生原因

CD-R等外部電磁的記録媒体は管理簿による紛失防止のための管理を行うことになっていくところ、管理簿による管理が行われていなかった。

### 4 再発防止対策

#### (1) 労災補償課における取組

平成 31 年 1 月 21 日、労災補償課長から非常勤職員を含む課職員全員に、本事案の事実経過及び発生原因を説明するとともに、個人情報の適正な管理の徹底について指導した。

また、CD-R等については、直ちに管理簿による管理を行うこととし、業務終了後、労災補償課長が管理簿と照合して保管庫内の格納状況の確認を行うなど、CD-R等の適正な

管理を徹底する。また、保存する情報にアクセス制限を設定するなど、情報の格付及び取扱制限に従って情報を適切に管理することについても徹底する。

(2) 島根労働局における取組

平成 31 年 1 月 22 日、緊急幹部会議を開催し、島根労働局長から部・課・室長に、本事実の事実経過及び発生原因を説明するとともに、個人情報の適正な管理の徹底について指示した。また、同日、総務課より局内の部・課・室長並びに労働基準監督署長、公共職業安定所長に対して、事案の事実経過を周知するとともに、個人情報の適正な管理についてあらためて徹底するよう指示した。

**【担当】**

島根労働局労働基準部

労災補償課長 西原 直人

電 話：0852 (31) 1159